

2015 年 TPA 法の改正

2015 年貿易円滑化及び貿易取締法案が下院において昨年 12 月 11 日に 256-158 で可決された後、上院で 2 月 11 日に 75-20 で可決・成立し、2 月 24 日にオバマ大統領によって署名された。この法律第 914 条によって 2015 年 TPA 法も改正されたが、概要は次のとおりである。

1 通商交渉の目標の追加

① 全般的な交渉目標として、次の 2 つの追加—第 102 条(a)

(14) 通商協定は、米国の移民法の改正を必要とし、又は移民及び国籍法第 101 条(a)(15)の規定に基づき発給されるビザのアクセスを供与し、若しくは拡大することを米国に義務付けないよう確保すること。

(15) 通商協定は、この条の他の交渉目標を達成する目標以外に、米国法若しくは規則の改正を必要とし、又は米国法若しくは規則の実施に影響を及ぼす義務を含め、温室効果ガス排出規制措置に関して米国に義務を設けないよう確保すること。

② 主要な交渉目標として、水産物交渉の追加—第 102 条(b)

(22) 水産物交渉—魚類、水産食品及び甲殻類に関する米国の主要な交渉目標は、

(A) 関税及び非関税障壁を削減し、又は撤廃することを含め、魚類、水産食品及び甲殻類の外国からの輸出に米国市場で与えられている競争機会と実質的に同等の、魚類、水産食品及び甲殻類の米国の輸出のための競争機会を外国市場で獲得すること及びより公正で開放的な交易条件を達成すること、

(B) 2005 年 12 月 18 日の中国 香港の第 6 回閣僚会議で採択された WTO 閣僚宣言附属文書 D 第 9 節に規定されている補助金を含め、貿易を歪曲する漁業補助金を撤廃すること、

(C) 漁業補助金プログラムの透明性を追求すること
及び

(D) 違法、無報告及び無規制漁業に対処すること

である。

2 議会の監視強化—第 104 条(b)及び(c)

第 104 条(b)(3)の下線部を追加

(3) 任命－(1)の規定により議会助言者に指名された議員は、通商交渉に関する国際的な協議、会合及び交渉会合の米国派遣団の代表及び公式助言者として、大統領のために米国通商代表によって任命される。

第 104 条 (c) (2) (C) の下線部分を追加

(C) 任命－(A) (i) 及び (B) (i) の議会助言グループの構成員は、この編が適用される全ての通商協定の交渉における米国派遣団の代表及び公式助言者として、大統領のために米国通商代表によって任命される。更に (A) (i) 及び (B) (i) の委員長及び筆頭理事は、この編が適用される全ての通商協定の交渉における米国派遣団の代表団員及び公式助言者として、適切なセキュリティ検査を受けた者を 3 人まで指名することができる。(A) (ii) 及び (B) (ii) の議会助言グループの構成員は、議会助言グループの一員であるという理由により、その交渉における米国派遣団の代表及び公式助言者として、大統領のために米国通商代表によって任命される。

(注) (A) (i) 及び (B) (i) は、下院歳入委員会及び上院財政委員会を指している。

3 人身売買に関する最新の年次報告で第 3 階層国として掲載されている国の取扱い－第 106 条 (b) (6) (A) の改正と (B)～(E) の追加

(A) 総じて－大統領貿易促進権限手続きは、2000 年人身売買の犠牲者防止法の人身売買に関する最新の年次報告で第 3 階層国として記載されている国との通商協定又は第 103 条 (b) の通商協定に関する全ての実施法案に対して適用してはならない。

(B) 例外－

(i) 例外の訴求－大統領が、(A) が適用されている国が人身売買に関する最新の年次報告の主要な勧告を実施するために具体的な対策を講じているという書簡を所管委員会に提出した場合は、(A) の規定による禁止は、当該国との通商協定に適用してはならない。

(ii) 書簡の内容・国民への公表－ある国に関して (i) の規定により提出される書簡は、

(I) (i) の主要な勧告を実施するために講じた具体的な対策の説明を含み、

(II) 当該国が採用し、又は改正した関連の法律又は規則等、その具体的な対策及び履行措置の信頼できる証拠を提供する書類を添付するとともに、

及び

(III) 国民が閲覧できるようにしなければならない。

(C) 決定変更の特別な規則—ある国が 2014 年又はこれ以降の年に提出された人身売買に関する年次報告で第 3 階層国として記載され、そしてその年の翌年に提出された人身売買に関する年次報告で第 2 階層リストに記載された場合には、大統領は、当該国の記載順位の変更を支える信頼できる証拠の詳細な説明書を、必要に応じその証拠となる書類の写しを添付して所管委員会に—

(i) 2015 年に提出された人身売買に関する年次報告で記載順位の変更があった場合には、2015 年貿易円滑化及び貿易取締法の施行の日から 90 日以内に、

及び

(ii) 2016 年又はそれ以降に提出された人身売買に関する年次報告で記載順位の変更があった場合には、その報告書が提出された後 90 日以内に提出しなければならない。

(D) 議会の認識—人身売買に関する年次報告における国の順位及び評価の内容に関する決定等、その決定過程の整合性は、尊重され、そして関連のない考慮によって影響されてはならないというのが、議会の認識である。

(E) 定義—この号で、

(i) 人身売買に関する年次報告—「人身売買に関する年次報告」とは、2000 年人身売買防止法第 110 条 (b) (1) に規定されている人身売買に関する年次報告をいう。

(ii) 所管委員会—「所管委員会」とは、

(I) 下院の歳入委員会及び外交委員会、並びに

(II) 上院の財政委員会及び外交委員会

をいう。

(iii) 第 2 階層監視リスト—「第 2 階層監視リスト」とは、2000 年人身売買防止法第 110 条 (b) (2) (A) (iii) の規定に基づく国のリストをいう。

(iv) 第 3 階層国—「第 3 階層国」とは、2000 年人身売買防止法第 110 条 (b) (1) (C) の規定に基づく国のリストに記載されている国をいう。

3 技術的な修正

項及び号の追加に伴う、項番号及び号番号の修正を行う。

4 施行期日

この条による改正は、2015 年超党派貿易優先事項及び説明責任法の法令に含まれているとみなして、その効力が生じるものとする (2015 年 6 月 29 日)。